【別紙１－２】

旅行サービス手配業者対象（提出不要）

**「令和６年度　旅行業法遵守状況自己点検表」**

点検年月日 　 　 年 　 　月 　　日

【登録番号】旅行サービス手配業第　　　号 【旅行業者名】

【営業所名】　　　　　　　　　　　　　　 【点検実施者名】

※点検実施者は、当該営業所で選任された旅行サービス手配業務取扱管理者としてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 点　検　項　目 | 点検結果 |
| **１．旅行サービス手配業務に関する契約を締結する場合**  ①旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く）と契約を締結した時は、旅行業法施行規則第４９条に記載のある事項を網羅した書面を交付しているか。  ※ 書面の交付は、年間契約等の基本的な契約の締結及び都度発生の契約等数種の書面によって満たすことも認められる。 | 良・不良 |
| ②旅行サービス手配業務に関し、契約を締結したときは、旅行契約に応じた契約書面を交付しているか。（法第３０条の１） | 良・不良 |
| ③インターネットを利用して旅行業務を行う場合であって、契約書面を電磁的方法で交付する場合には、予め取引をする者の承諾を得ているか。（法第３０条の２） | 良・不良 |
| **２．旅行サービス手配業務取扱管理者について**  ①５年ごとに旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関が実施する研修を受講しているか。 | 良・不良 |
| ②選任された旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名等（同上）  ・氏名　　　　　　　、 終了・合格(認定)番号　　　　　　、 定期研修受講日 年　 月　 日  　・氏名　　　　　　　、 終了・合格(認定)番号　　　　　　、 定期研修受講日 年　 月　 日 | 良・不良 |
| **３．証明書の交付と提示等**  ①旅行サービス手配業務取扱管理者証を交付しているか。  また、契約または契約しようとする旅行業者等の請求に応じて提示させているか。 | 良・不良 |
| **４．緊急時の対応等**  ①緊急時の業務分担、社内及び事故報告等関係機関への連絡体制が整っているか。 | 良・不良 |
| ②上記について、役員・従業員等に周知しているか。 | 良・不良 |
| ③苦情相談の窓口は定めているか。  　また、苦情に係る事情と解決の結果等について、社内で周知しているか。 | 良・不良 |
| **５．旅行業法に基づく兵庫県への届出**  登録事項に変更があったときは、その日から３０日以内に登録事項変更届を、兵庫県に提出しているか。（法第２７条） | 良・不良 |
| **６．禁止事項への関与等**  ①旅行サービス手配業登録の名義を他人に利用させていないか。 | 良・不良 |
| ②取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実を告げる行為をしていないか。 | 良・不良 |
| ③取引の相手方に対し、不当な支払遅延を行っていないか。 | 良・不良 |
| ④不健全旅行や模倣品購入等に関与していないか。 | 良・不良 |
| ⑤貸切バスの契約において、白ナンバーバスの利用、交替運転者の要否、営業区域外の運行、停留場所の選定等他法令に違反する行為に関与していないか。 | 良・不良 |
| ⑥貸切バス事業者との間の運送申込書／運送引受書を保存しているか。貸切バスの運賃・料金は下限額を下回っていないかを確認するとともに、運行終了後に必要に応じて正しく精算をしているか。また、手数料等の記載内容を十分に確認しているか。 | 良・不良 |
| ⑦貸切バス事業者から手数料等を収受している場合は、その額又は率を記載しているか。また、手数料等によって安全コストを割っていないことを書面等にて確認しているか。 | 良・不良 |
| ⑧いわゆる薬事法やいわゆる景品表示法に違反した物品の販売に関与していないか。 | 良・不良 |
| ⑨上記の他、その他法令に違反する行為を行っていないか。 | 良・不良 |
| ⑩上記の他、旅行業法に規定する禁止行為を行っていないか。 | 良・不良 |
| ⑪個人情報は保護されているか。 | 良・不良 |
| **７．その他**  ①旅行業法遵守状況自己点検表を保管しているか。（実施より２年） | 良・不良 |

（注意事項）

１．令和６年度の自己点検は、令和７年２月７日までに行って下さい。

　２．点検結果は、いずれかを○で囲んで下さい。点検を実施する営業所における旅行サービス手配業務について、点検項目が該当しない場合には点検結果欄に斜線をして下さい。

３．自己点検表は、点検実施後、**２年間保管**して下さい。

　　（「主たる営業所」にあっては全営業所の点検結果、その他の営業所にあっては当該営業所の点検結果を保管して下さい。）

４．点検結果が不良であった事項については、直ちに改善措置を講ずるとともに、『概要』及び『改善結果』を別紙（様式は適宜）に記載し、**点検表とともに２年間保管**して下さい。